

【県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金の概要】

(1) 目的

県内宿泊施設に対して、感染防止対策の徹底や新たな旅のスタイルへの対応のため、観光庁の地域観光事業支援制度(補助率1/2)を活用し、感染拡大防止のための物品購入費用や、ワークショップのための施設改修など前向きな投資に要する経費を補助

(2) 実施期間

令和2年5月14日以降に支出した費用を対象に、令和3年12月28日までに申請のあったものに対して補助。令和3年度で事業は終了

(3) 補助率及び補助限度額

補助率は、感染症対策に資する物品購入費用等については10/10、前向きな投資に要する経費については補助率8/10とし、宿泊施設の規模に応じて段階的に補助上限額を設定

(4) 交付決定件数

488件

(5) その他

令和3年度6月補正予算にて観光庁補助金とコロナ交付金を活用して事業化

【三重県補助金等交付規則(抄)】

(決定の取消)

第16条 知事は、補助事業者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

一 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(補助金等の返還)

第17条 知事は、補助金等の交付の決定を取消した場合において補助事業等の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(加算金及び延滞金)

第18条 補助事業者等は、第十六条第一項の規定又は法令若しくは条例の規定による取消に関し、補助金等の返還を命じられたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

【刑法(抄)】

(詐欺)

第246条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。